

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況に関する確認事項

国土交通省
山 梨 県

一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しについては、地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、第2次勧告までに、具体案を得ることとされております。

このため、国土交通省と山梨県双方において、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中及び計画中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を山梨県と協議すること

を前提に、一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに関する個別協議の現時点における状況について下記の通り確認いたします。

記

1. 道 路

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
52号	南巨摩郡鯉沢町栄町	韮崎市本町	19	甲西道路現道
合計			19	

②一定期間後（整備後等）に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
20号	大月市駒橋町	大月市大月町	3	大月バypass現道
138号	富士吉田市上吉田	静岡県境	*1 14	
139号	静岡県境	大月市大月町	*2 48	
合計			65	

※1：須走道路、御殿場バypassの整備完了後に移管時期を協議。

※2：都留バypassの整備完了後に移管時期を協議。

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

該当なし

2. 河 川

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

該当なし

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの

該当なし

以上。